

請　願　文　書　表

受理番号	第 5 号
受理年月日	令和2年2月18日
件　名	年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願
請願者の住所及び氏名	前橋市樋越町183-4 全日本年金者組合群馬県本部 執行委員長代行 女屋 定俊 桐生市広沢町3-3949 全日本年金者組合群馬県本部桐生支部 支部長 斎藤 勝三
請願の要旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>私たち年金者組合は、地域の活性化のため、文化レク活動や助け合い活動を通じて「一人ぼっちの高齢者」をつくらないことを求めて仲間の絆を深めながら活動している。また、高齢者の生活の基本である年金制度の改善を求めて、全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設を求めている。組合は1989年に創設され、以来毎年仲間を増やし、全国で11万余、群馬県で2450人余の仲間が2つの目標実現に向けて努力している。</p> <p>さて、国民は月単位で生活を送っている。給与の支払いも生活用品の消費も月単位で考えている。しかし、年金生活者はそれを2カ月単位で送らなければならない。年金支給が偶数月になっているからである。「計画的に使えば1カ月単位でも2カ月単位でも同じ」だとの反論が出されそうである。また、年金者自身の中で「今のままでよい」という意見もある。現状では2カ月に一度の支給の中で生活を送っているから、「あえて変えることはない」ということではないか。</p> <p>新聞投書欄に「年金なぜ2カ月単位」(2019.12.7 東京新聞)が掲載された。「電気、ガス、電話代等々の料金引き落としは毎月のことだ。食費、雑貨、交際費なども1カ月単位で予算を立てている。それなのに、なぜ年金支給は2カ月に一度なのかしら。疑問に思うのは私だけ?」と書いている。「計画的に使えば同じ」より、この読者の方が普通ではないか。</p> <p>国民年金が始まった1959(昭和34)年では「2月、5月、8月及び11月の四期に、それぞれの前月分まで支払う」となっていた。それから30年後の1989(平成元)年に2カ月に1回の支払いになった。この間の事情について厚生省の資料で「年金の支払いについては、各方面より支払回数の増加の要望があり、国民年金制度においては……本年10月より6回支払いに改善することにしたものである」(厚生省年金課「国民年金制度の改正内容について」と解説している。3カ月ごとより、2カ月ごとの支給の方が「改善」と厚生省も認めているのである。</p> <p>このように隔月支給に変更から30年も経過している。しかも先進国では毎月支給は当たり前になっている。私たちはこの間ずっと年金支給の毎月支給を要請して運動を継続して行ってきた。</p> <p>生活のリズムは月単位である。年金支給が毎月になることは当然である。4000万人年金受給者だけでなく国民的 requirement である。年金支給日を毎月にして生活実態に合わせるように政府に求めていただきたい。</p> <p>以上の趣旨をご理解いただき、下記の請願項目にそった意見書を国に提出していただきたい。</p>

	<p>【請願事項】 年金支給日を隔月から毎月支給することを求める意見書を国に提出して下さい。</p>
紹介議員	関口 直久、渡辺 恒
付託委員会	教育民生委員会
審査結果	